

EUのGHG削減策法制案

— 農業が削減対象に —

執行役員基礎研究部長 平澤明彦

EUは2030年までに温室効果ガス(以下「GHG」)排出量の55%削減を実現するための政策パッケージ(Fit for 55)を21年7月14日に公表した。欧州グリーンディールの一環であり、50年の排出量ゼロへ向けた動きである。13の法制案に達成目標、排出権価格、基準、支援措置の各種施策が盛り込まれ、対象部門は気候、エネルギー・燃料、交通、建物、土地利用・林業と広範にわたる。そのなかで農業の排出削減が求められつつあるので紹介したい。

1 3種類の削減目標

GHG排出量の削減は、排出権取引部門と、それ以外の努力分担部門および土地利用部門の3つに分けて管理されている。それぞれに30年の削減目標が定められており、今回引き上げが提案された(第1表)。排出権取引の対象はこれまで大型施設(発電所や工場)と航空であったが、海上輸送、道路交通、建物(暖房等の燃料使用)に拡大される。そのうち道路交通と建物については、既存の部門とは別建ての

第1表 2030年のGHG排出削減率目標

	現行	提案	基準年
全体	40%	55%	1990
排出権取引(ETS)部門	43%	61%	2005
非ETS部門			
努力分担部門	30%	40%	2005
土地利用部門	—	15%*	—

資料 筆者作成

(注) 「*」は純吸収量の目標値3.1億トン(CO₂換算)を19年対比の削減割合に換算したものの。

(注1) 排出権取引制度となるほか、規制による排出削減を続けるため努力分担部門にも残される。

土地利用部門(森林・草地・耕地・湿地)は森林を含むため全体としてみれば純吸収部門であるが、最近数年間は吸収量が急速に縮小して問題となっている。この傾向を逆転するため26年以降の国別吸収目標を設定し、30年までに加盟国合計の純吸収量を3.1億トンまで引き上げるよう義務付ける。これは19年対比で15%の拡大に相当する。

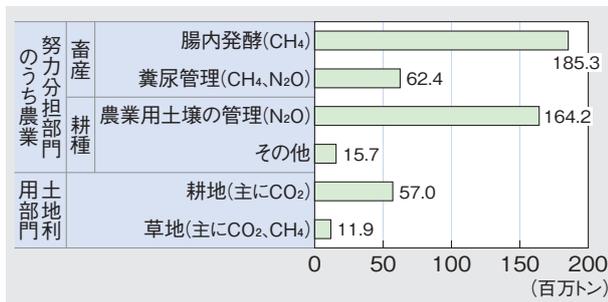
2 農業のGHG排出量

農業のGHG排出量は全体の1割強を占め、努力分担部門と土地利用部門にまたがっている(第1図)。そのうち前者は家畜の腸内発酵によるメタン(CH₄)や、窒素肥料分の脱窒作用による亜酸化窒素(N₂O)(第1図の「農業用土壌の管理」)、^{ひんによう}糞尿管理によるメタンと亜酸化窒素などであり、後者は耕地と草地からの二酸化炭素等である。

農業は食料安全保障や生物多様性など多面的な機能を有しているため、排出削減には限界があるとみなされ、これまでのところEUは農業の排出削減目標を定めていない。努力分担部門と土地利用部門にはいずれも全体の国別目標値のみが課されており、その下で農業の目標値は加盟国が必要に応じて定めている。

しかし、他の経済部門で排出削減が進めば

第1図 農業のGHG排出量(2019年)



資料 Eurostatデータにより筆者作成

総排出に占める農業の割合は高まる。純排出量ゼロをめざす50年までには農業が最大の排出源になると見込まれるほどであり、今後は農業もある程度の貢献が求められる。

3 農業に課される削減目標

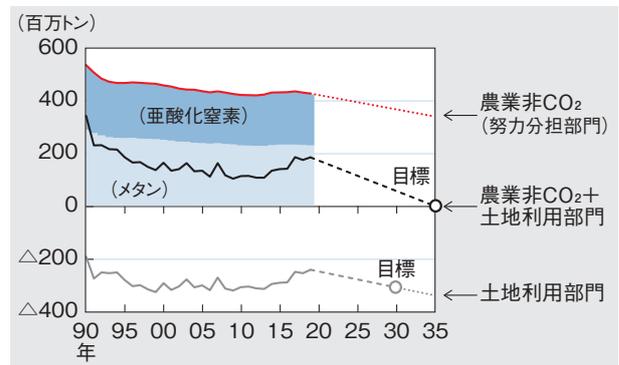
具体的には、農業と土地利用部門を合わせた新たな農業・土地利用部門に対して削減目標を設定する。31年以降の国別目標値を定め、35年には加盟国合計で純排出量ゼロを実現し、その後は純吸収部門となるよう義務付ける。

農業にはどの程度の排出削減が必要となるであろうか。土地利用部門が30年の目標(上記)を達成してその後も同じ速度で純吸収量を拡大し、かつ農業・土地利用部門が35年に純排出量ゼロを達成した場合を想定して試算すると、農業の非CO₂排出量(現在は努力分担部門に含まれる)は19年対比で2割の削減が必要となる(第2図)。その場合、35年までの貢献は

(注1) 既存部門との潜在的な削減量の相違と需給要因の相違による混乱を避けるため。

(注2) 国連気候変動枠組条約のパリ協定に基づく世界の排出削減等実施状況確認から、半年以内にEUの追加的な政策に関する報告書を提出する。それを受けた立法提案。

第2図 農業・土地利用部門のGHG排出量



資料 Eurostatデータと法制案に基づき筆者作成。農業非CO₂の破線部は筆者試算

農業の非CO₂排出と土地利用部門で同程度となる。

今後、31年以降の年次目標とガバナンス、追加的な施策についてはおおむね24年以降に、^(注2) 国別の貢献度は25年末までに提案される。

そして35年以降は、水産養殖を含むと想定される海洋・淡水などを農業・土地利用部門に加える。その枠組みは24年以降に提案される見込みである。

このように農業については当面の目標年次である30年よりもさらに長期の削減計画が検討されている。法制案の審議により内容が修正される可能性はあるものの、50年のゼロ排出という全体の最終目標が定まっている以上、将来的に農業に削減目標が課される公算は大きいであろう。

農業の排出削減を進めるため、30年に向けて炭素貯留農業と炭素隔離認証に基づく「新たなビジネスモデル」が導入される方針である。

炭素貯留農業と、畜産のGHG削減はいずれもファーム・トゥ・フォーク戦略の一部でもある。農業政策への影響が注目される。

(ひらさわ あきひこ)